

# 幼児教育・保育の無償化について

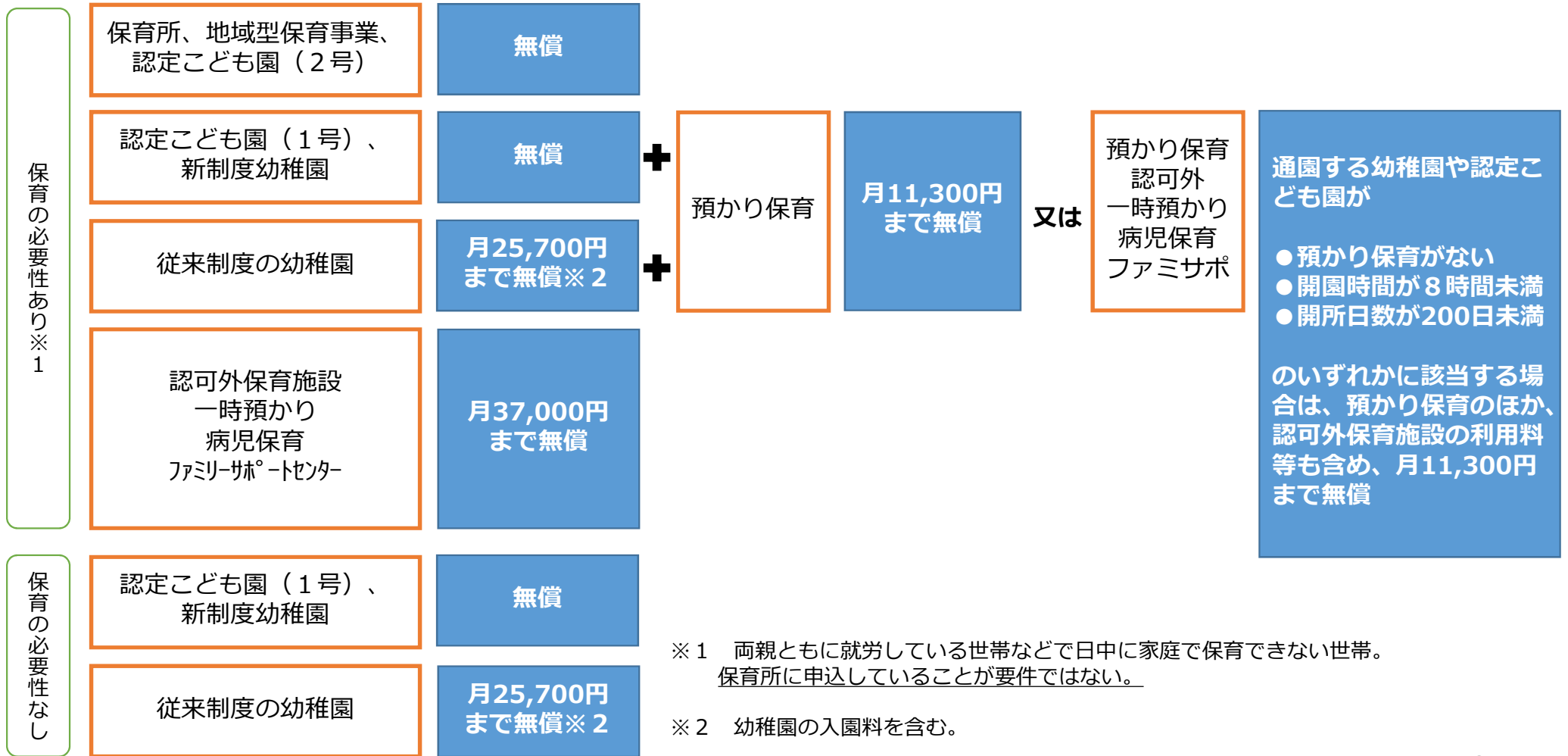
令和元年 8 月 22 日（木） 西宮市こども支援局

# 1. これまでの国の動向

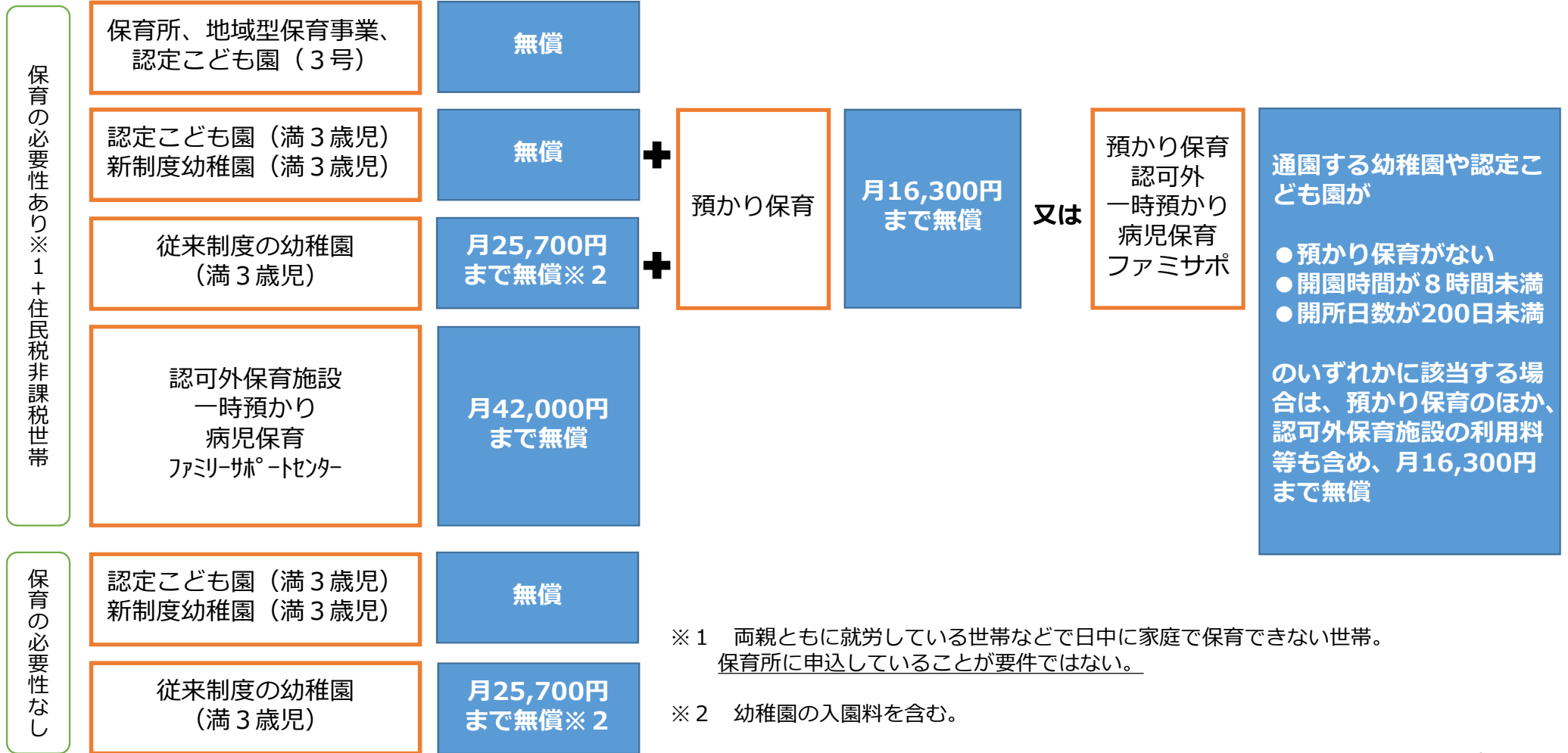
---

- ◆平成26年度～ 幼児教育の段階的無償化を実施
- ◆平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）  
※幼稚園、保育所、認定こども園の無償化  
※平成31年（2019年）4月から5歳児を先行実施。  
平成32年（2020年）4月から全面実施。
- ◆平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）
- ◆平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）  
※平成31年（2019年）10月から全面実施をめざす。  
※認可外保育施設の利用者も無償化の対象となる。
- ◆平成30年12月28日 幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（閣議決定）  
※平成31年（2019年）10月から全面実施
- ◆令和元年5月17日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布

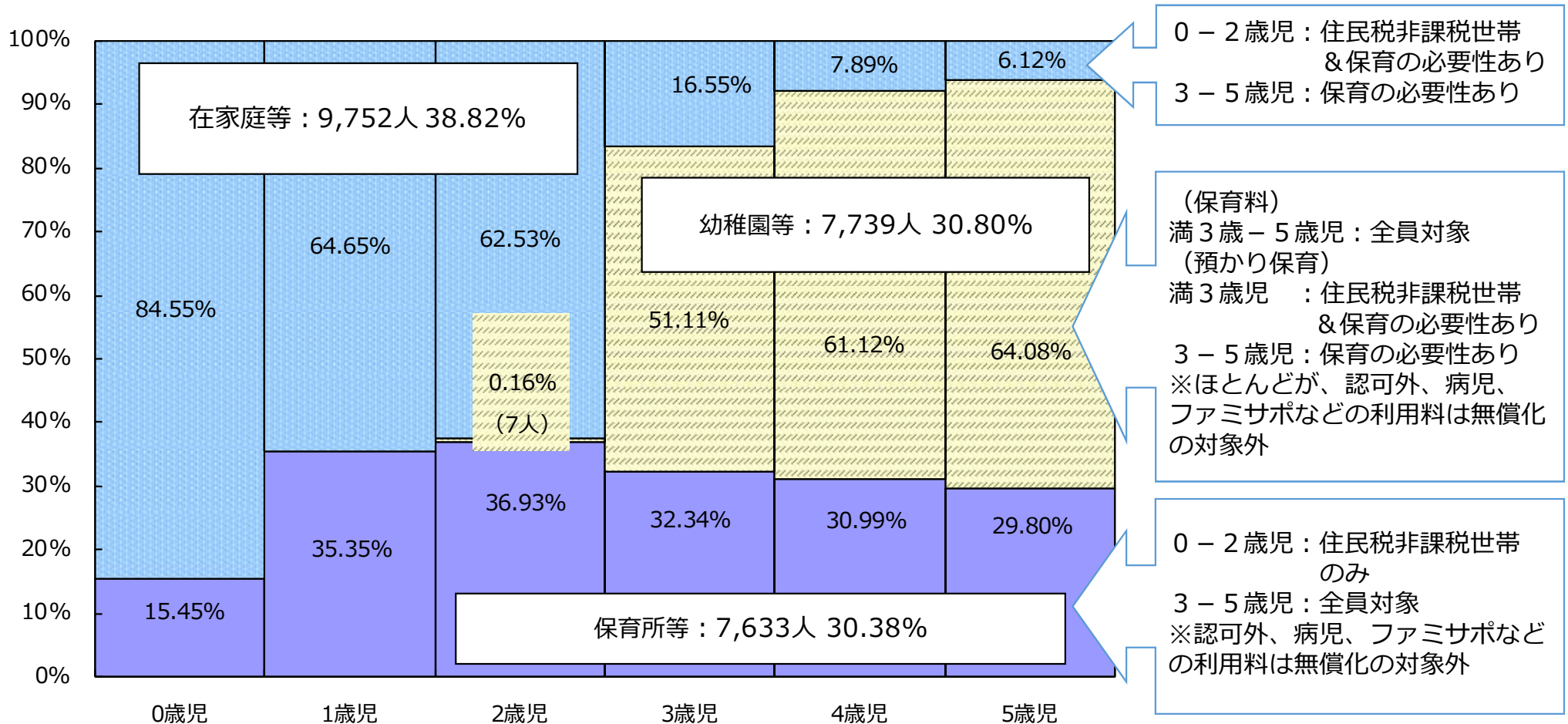
## 2-1. 無償化の対象範囲（3～5歳児）



## 2-2. 無償化の対象範囲（0～2歳児）



## 2-3. 平成31年4月現在の就学前の子供の居場所と無償化の対象



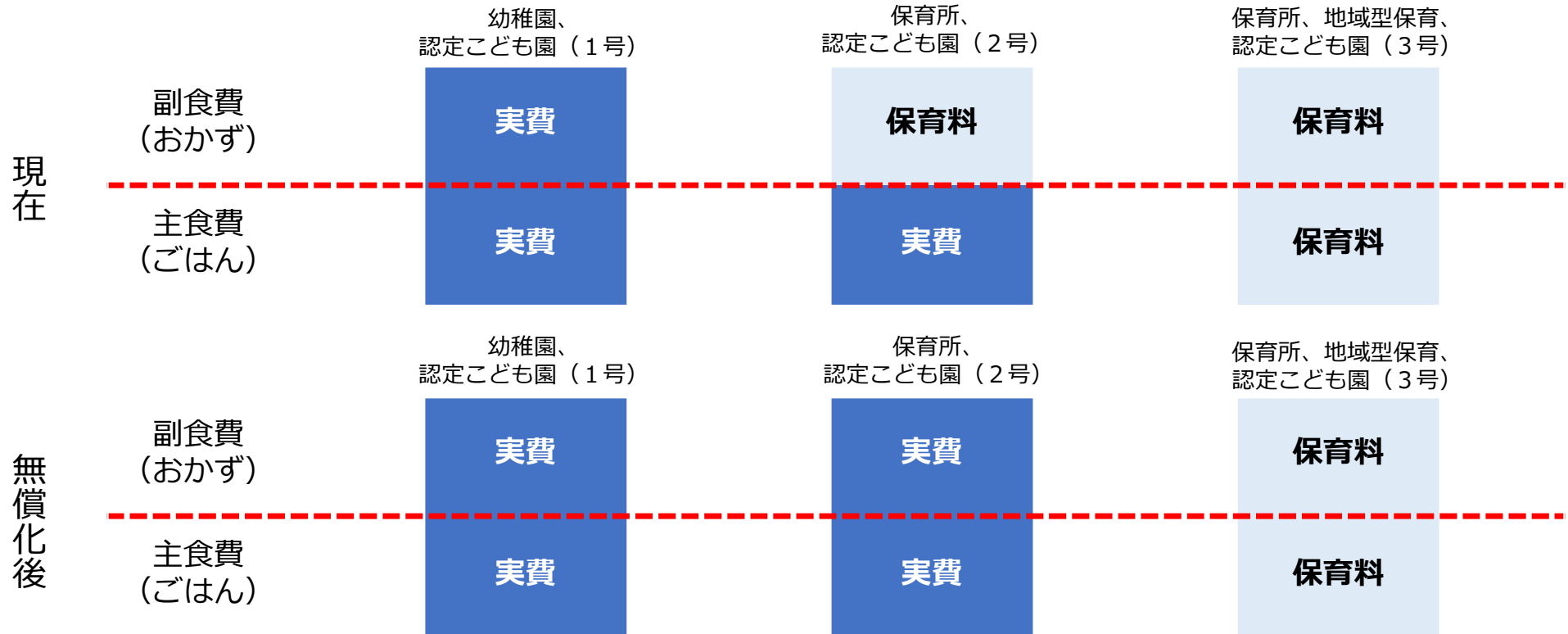
- ①保育所等 = 保育所、地域型、認定こども園（2号、3号）の入所児童で待機児童を除く
- ②幼稚園等 = 幼稚園、認定こども園（1号）の入園児童
- ③在宅等 = ①、②を除く児童数

### 3. 無償化の認定

- 現在、保育所、認定こども園、地域型保育、新制度の幼稚園に通園する児童は、年齢や保育の必要性の有無によって、「1号～3号」の認定を受けている（子ども・子育て支援法第19条）
- 幼児教育無償化に伴い、新たな認定制度が創設される（子ども・子育て支援法第30条の4）

	利用施設・事業	子ども・子育て支援新制度の認定	幼児教育無償化の認定
保育の必要性あり	保育所、地域型保育、 認定こども園（2号、3号）	2号、3号認定	—
	認定こども園（1号） 新制度幼稚園	1号認定	新2号認定（満3歳以上）
	従来制度の幼稚園	—	新2号認定（満3歳以上）
	認可外、一時預かり、 病児、ファミポ	—	新2号認定（3歳児以上） 新3号認定（3歳児未満）
保育の必要性なし	認定こども園（1号） 新制度幼稚園	1号認定	—
	従来制度の幼稚園	—	新1号認定（満3歳以上）

## 4. 給食費の取扱い



年収360万円未満相当の世帯の全ての子供及び全所得階層の第3子以降については、副食費を免除もしくは補助する。

### ※第3子の考え方

1号認定（幼稚園等）：小学3年生までの子供で最年長の子供から3人目以降

2号認定（保育所等）：就学前の子供で最年長の子供から3人目以降